

東洋史研究

第四十七卷 第二號 昭和六十三年九月發行

『鹽鐵論』の史料性格

——桓寬のよった資料を求めて——

角 谷 常 子

はじめに

一 賢良・文學とその記録

二 集議における記録

三 鹽鐵の議の背景

むすびにかえて

はじめに

「鹽鐵論」は昭帝時代に行なわれた鹽鐵專賣をめぐる議論を、次の宣帝時代にまとめたものである。この議論は政府側代表として丞相（1車千秋）、御史大夫（桑弘羊）、丞相史、御史が、民間代表として郡國から推舉された賢良と文學が参加して行なわれ、その内容は專賣を中心に對外政策、學術、刑罰と、多方面にわたっている。しかしこの多方面にわたる

テーマはバラバラのものではなく、互いに関連しあっていたのである。

この議論が行なわれた時代の前の皇帝、即ち武帝は、錢さしがくさるほどであった豊かな財源をうちつづく對外戦争などですっかり枯渇させてしまった。そこで專賣をはじめとする一連の經濟政策を實施してなんとか乗りきろうとした。社會不安や人々の不満もしいにつのつたが、それに對して政府は酷吏に代表されるように刑罰を以て臨んだ。したがって、專賣についての議論といつても當然それに關連した政治的、社會的問題に及ぶわけで、いわば武帝政治そのものを議論したともいえるのが、この鹽鐵の議論なのである。

以上のような内容をもつものであるため、この書は專賣や均輸・平準といった制度に關する研究や、それらの經濟政策の立て役者であり、武帝以來の實力者である桑弘羊の思想的⁽²⁾研究における史料となっている。特に桑弘羊に關しては、漢書にも傳がたてられていないため、研究者にとっては缺かせないものである。

しかし、この書の成立及び編者である桓寬については、ほとんど次に掲げる史料によって知りうるのみである。

いわゆる鹽鐵の議なる者は始元中に起る。文學・賢良を徵して問うに治亂を以てするに皆對うらく、郡國の鹽、鐵、酒榷、均輸を罷め、本に務め末を抑え天下と利を争うことなからんを願う。然る後教化興るべしと。御史大夫(桑)弘羊以爲らく、此れ乃ち邊竟を安んじ四夷を制する所以にして、國家の大業なり、廢すべからざるなりと。當時相詰難し頗るその議文有り。宣帝の時に至り、汝南の桓寬次公、公羊春秋を治め、擧げられて郎となり廬江太守丞に至る。博く通じ善く文を屬り鹽鐵の議を推衍し條目を増廣し、その論難を極め數萬言を著わし、亦た以て治亂を究め、一家の法を成さんと欲す。(漢書卷六六 公孫劉田王楊蔡陳鄭傳贊)

このあと班固は「鹽鐵論」において桓寬の後序にあたる雜論篇の文をほぼ全文引用して贊をおえている。

「鹽鐵論」が史料としてどのような性質をもつのかについても、この記述、特に筆者が傍點を附した部分が根據とされているのである。その結果、從來の大方のみ方としては、「鹽鐵論」は桓寬によって潤色附加された桓寬の書であるには

ちがいないけれども、彼が資料とした議文の内容までは改變してはいないだろう、つまり大夫とあれば桑弘羊、丞相とあれば車千秋なのであって、表現のし方は多少かわっていても各發言者の意圖はやはり反映されている、というものである。そしてこのような理解のもとに、專賣制を中心とする制度史研究、賢良・文學及び桑弘羊の思想的研究がなされてきたのである。

しかし、いくら内容が改變されていないとしても桓寬の手が加わっていることにはちがいないのである。本来ならそれがどの部分でどの程度のものなのかを明確にした上で研究を進めるべきであり、そうしなければ桓寬の創作附加部分を以てある人物の思想として、又昭帝時代の事象として扱い、誤解する恐れがあるからである。とはいうものの、桓寬の手が入ったところを全て明確に辨別することはほとんど不可能なことである。しかし一つ一つの文章についてどれが附加でどれが原資料の文かを識別することはできなくとも、桓寬がもついたりと思われる資料を再検討—議文のみによったのか、又議文とはどのようなものか、といったことの検討—することによって、單に、議文をもとに潤色附加された書、という以上にこの書の性格がはっきりしてくるのではないかと思われる。そこで以下に残りうる記録に注目しつつ検討を進めてゆくことにする。

一 賢良・文學とその記録

およそ酒の專賣が廢止されるまでの大まかな経過は次のように理解される。賢良・文學を推舉し、彼らに民の疾苦する所を問ひ、專賣に関する議論を経た後、酒の專賣廢止が實施された。これは漢書昭帝紀の記事にそつた流れであり、以下にそれを示す史料を掲げておく。

- 1 始元五年六月……詔して曰く、朕眇身を以て宗廟を保つを獲、戰戰栗栗として夙に興き夜に寐ね、古の帝王の事を修め、保傳に通じ、孝經・論語・尚書を傳えるも未だ明らかなることありと云わず。それ三輔・太常をして賢良を各

おの二人、郡國をして文學高弟を各おの一人擧げしめよと。

2 始元六年二月、有司に詔して郡國の擧げし所の賢良・文學に民の疾苦する所を問わしむ。鹽鐵權酷を罷めんことを議す。

3 始元六年秋七月、權酷官を罷む。

いわゆる鹽鐵の議は2の段階にあたり、「鹽鐵論」はこの時の議論の記録をもとにつくられたものということになっているわけである。本稿は「鹽鐵論」が基いた資料を再検討するのが目的であるので、2の段階だけに限らず、1より3に至る全過程においてどのような記録が残るかをおさえてゆきたい。そこで本章ではまず1の段階からはじめることにし、通常賢良・文學が推擧されてからたどる経過を追い、そこで残りうる記録と「鹽鐵論」との關連をみることにする。

賢良あるいは文學といった選舉の科目に該當するとして中央へ推擧された人たちは、以後どうなつてゆくのだろうか。彼らにはまず皇帝から問題が出され、その答え（對策）を提出する。それらは、

元光五年、復た賢良・文學を徵す。弘、太常に至る。時に對える者百餘人。太常、弘の第、下に居ると奏す。策の奏せらるるや、天子、弘が對を擢して第一と爲す。（漢書卷五八 公孫弘傳）

とあるように、あらかじめ審査順位づけされて皇帝に提出される。ここで皇帝が最終的に順位を入れかえたり、

天子、其の對を覽て異とし、乃ち復た之に冊して曰く……、仲舒對えて曰く……。是に於て天子復た之に冊す。（漢

書卷五六 董仲舒傳）

の如く、特に注目される者には重ねて問題を出したりすることがある。そしてこの成績何如で處遇が決まるわけである。ではその問いと答えをもう少し詳しくみてみよう。

a 後有司に詔して賢良・文學の士を擧げしむるに、錯、選中にあり。上親らこれに策詔して曰く、……故に有司……に詔して各おのその志を帥いて以て賢良の國家の大體に明らかなる、人事の終始に通ずる、及び直言極諫を能くする

者を選ばしむるに各おの人数あり……と。錯、對えて曰く……昧死して愚對を上りて曰く、詔策に曰く「國家の大體に明らかなり」と。愚臣竊かに古の五帝を以てこれを明らかにす……。詔策に曰く「人事の終始に通ず」と。臣愚竊かに古の三王を以てこれを明らかにす……。詔策に曰く「言を直くし諫を極む」と。愚臣竊かに五伯の臣を以てこれを明らかにす……と。(漢書卷四九 鼂錯傳)

b 上、諸儒に策詔す。制して曰く……敢えて子大夫に問う。天人の道は何れの所にか本づき始まる。吉凶の效、安んぞ期する所あらん。禹・湯の水旱、その咎何にか由らん。仁義禮知四者の宜、當に安んにか設施すべき。統を屬し業を垂れ、物思變化す。天命の符、廢興何如。(漢書卷五八 公孫弘傳)

C 制して曰く……豈に其の持操する所或いは詩謬して其の統を失うか。固より天、命を降し復た反すべからず。必ず之を大衰に推して後息まんか。……三代、命を受く、その符安んに在りや。災異の變、何に緣りて起きん。(漢書卷五六 董仲舒傳)

d その夏、上盡く直言の士を召して白虎殿に至りて對策せしむ。策に曰く、天地の道は何ぞ貴し。王なる者の法何如。六經の義は何をか上ぶ。人の行は何をか先とせん。人を取るの術、何を以てせん。當世の治、何をか務めん。各おの經を以て對えよ、と。(漢書卷六十 杜欽傳)

まず形式的なことからみていくと、皇帝が問題を出すことを「策詔す」(a、b)あるいは単に「冊す」(四頁の董仲舒傳)ともいい、問題そのものは「詔策」(a)あるいは単に「策」(d)ということ、さらに對策文を書く時にはaにみられた如く、まず問題文を引用してそれに對する答えをかくという形式をとっていたこと、などがわかる。次に策問の内容容であるが、個別の具體的な問題をとりあげて意見をきくといったことではなく、むしろ政治の基本姿勢を問うようなものであったようである(a、b、c、d)。もちろん策問の方は大きく問われていても、それに對える方は當時の政治的社會的状況から具體的な事柄をとりあげたことであろう。それでは、彼らが奏した對策はランクをつけるためだけのもの

だったのだらうか。このことに關しては、次の史料が参考となる。

韓延壽……燕人なり。……父の義は燕の郎中たり。刺王の逆を謀るや、義、諫めて死す。燕人これを閔れむ。この時昭帝春秋に富み、大將軍霍光政を持し、郡國の賢良・文學を徵して問うに得失を以てす。時に魏相、文學を以て對策して以爲らく、賞罰は善を勸め惡を禁ずる所以にして政の本なり。さきごろ燕王無道たりて韓義身を出して疆諫し、王の殺す所と爲る。義は比干の親なく而れども比干の節を蹈む。宜しく其の子を顯賞し以て天下に示し、人臣たるの義を明らかにすべし。光、その言を納れ、因りて延壽を擢きて諫大夫となす。(漢書卷七六 韓延壽傳)

文學にあげられた魏相⁽³⁾が對策に、主君の無道を諫めて殺された韓義の子、延壽をとりたてることによつて人臣の義を示すべきだと主張したところ、これが霍光によつてとり入れられ、延壽は諫大夫になったというのである。この例からもわかるように、對策は單なる採用試験ではなく、その内容によつては實行に移されることもあるという、現實的な面をもつていたのである。

以上のことをまとめると、賢良・文學らは推舉されると通常、詔策という問いをうけ、對策を提出するという段階があり、しかもその對策は現實的な意味あいをもつものであった、ということになる。そしてその間に残りうる記録としては當然、詔策と對策があげられる。

さて、これらのことをふまえた上で「鹽鐵論」をみてみると、この鹽鐵の議に参加した賢良や文學も通常の場合と同様、策問をうけ對策を奏していたことを伺うことができる。その根據としてまず「對策」なる語があげられる。このことはすでに王利器氏に指摘があるのでそれを紹介することにする。

鹽鐵の議が行なわれた時、同時に對策も行なわれた、即ち文書による意見の提出があった。それは復古篇の

陛下聖德を宣べ明光を昭らかにし、郡國の賢良・文學の士をして……安危利害の分を册陳せしむ(傍點筆者)。
という文學の言、及び利議篇の

諸生の對策。路を殊にするも、歸するを同じうす……故を以て今に至るまで未だ決せず。

というこれも文學の言、さらに取下篇の

是に於て遂に議を罷め詞を止む。

の詞、字よりわかる。⁽⁴⁾

以上の指摘は、議文以外の資料の存在を示唆したものとして重要である。氏はこのように文學らの答えの方を示されたわけであるが、實は問いの方、つまり詔策もみえるのである。それは、

詔策に曰く、朕、宇内の士を嘉みす、故に四方の豪俊文學博習の士を詳く延き、官祿を超遷すと。

という利議篇の記事である。

これらのことから、文學らは徴されてからいきなり丞相や御史大夫と議論するという不自然なことをしたのでなく、やはり策問、對策という過程を経ていることがわかるのである。そして「鹽鐵論」中に詔策の一部が引かれていることからもわかるように、桓寬が彼らが提出した對策文を利用していった可能性はきわめて高いと思われる。

それでは對策と議論はどのような關係にあつたのだろうか。それについて王氏は次のようにのべておられる。

對策と對話は同時並行だったが、對策はまだ會議の場に出されておらず、論議されていないので、對策した人物や對策文は「鹽鐵論」中にはみえない。「鹽鐵論」はあくまでも對話の記録であり、班固のいう議文にあたるものである、と。

ここで王氏の言われる如く、對話と對策が同時並行だったということについては甚だ疑問である。なぜなら、もしそうだとすれば、同じく賢良あるいは文學として擧げられながら、對策を提出する者と議論する者の二つのグループに分けられていたという不自然なことになるし、又そうしなければならぬ理由や必然性が説明できないからである。この、對策と議論との關係については後に考察することとし、ここでは策問、對策の過程があつたことと、それらの記録が資料となりえたであろうことを確認するにとどめておく。

二 集議における記録

本章では酒の專賣廢止決定までの過程、即ち通常ある政策が決定されるまでにはどのような段階を經、どのような記録が残るのかをみることにしたい。

まずは政策決定に至る一般的なプロセスをみておくことにする。ここでは漢書卷七十陳湯傳を例にしてみる。

延壽、湯上疏して曰く、……臣延壽、臣湯、……郵支の首及び名王以下を斬る。宜しく頭を藁街の蠻夷の邸間に懸け以て萬里に示し、疆漢を犯す者は遠しと雖も必ず誅せられんことを明らかにすべしと。事有司に下す。丞相匡衡、御史大夫繁延壽以爲らく……宜しく縣くること勿かるべしと。車騎將軍許嘉、右將軍王商以爲らく……宜しく縣くること十日にして乃ちこれを埋むべしと。詔有り、將軍の議是なりと。

これによるとまず單于の首をさらすべきだとの上奏があり、皇帝はそれを關係官僚に下して議論させる。官僚は議論の結果を上奏する。そして最終的に皇帝が決定するのである。即ち、皇帝自身の發議か臣下からの上奏かに關係なく、とにかく議案の提出があると、皇帝はそれに關する意見を咨問すべく集議を開かせる、というのが普通である。

周知の如く、漢代において集議は重要な役割をもつものであつて、これに關しては永田英正氏に研究があり、集議の種類やその性格、構成メンバー及び議事内容について明らかにされている。それによると、漢代の集議は皇帝臨席の朝議と高級官僚のみによる廷議の二つに大きくわけられる。そのうち、より重要とされる廷議もまた二つにわかれる。一つは公卿の議といわれるもので、これは丞相、御史大夫、列侯、二千石、博士等、有資格者全員（その數は三十〜五十人程度といわれる）が参加し、主として國政の基本方針を協議する。もう一つは有司の議で、専門的知識や經驗・技術を要する問題について協議する。したがって參議者はそれに適した専門家や關係者が慣習的に定められている。

集議について以上のことを知った上で、次に集議の段階で残りうる記録について考えてみたい。まず第一に議事録があ

げられよう。いったい漢代において會議の際に議事録がとられたのかどうかについては全くといってよいほどわからない。とはいうものの古くから史官が發達していた中國のことももあるし、たとえば漢書卷五二韓安國傳に、

上乃ち公卿を召して問うて曰く、……今兵を擧げこれを攻めんと欲するに如何と。大行王恢對えて曰く、……臣竊かに以爲らく、之を撃つこと便なりと。御史大夫韓安國曰く、然らず。……臣竊かに以爲らく撃つこと勿きこと便なりと。恢曰く、然らず。……臣故に之を撃つこと便なりと曰えりと。安國曰く、然らず。……臣故に撃つこと勿きこと便なりと曰えりと。恢曰く、然らず。……臣故に之を撃つこと便なりと曰えりと。安國曰く、然らず。……上曰く、善しと。乃ち恢が議に従う。

とあるように、御前において匈奴に對して主戰論の王恢と和親論の韓安國とが口頭でやりとりしている様子を傳えていることからわかるように、全く記録がとられないということは考えられない。しかしその記録といってもごく大まかにポイントを記しただけで、あとは記憶にたよるといったことであつたかもしれないし、そもそも木簡に議事を速記するのは技術的にも限界があると思われる。

では議事録の他にはどのようなものが残るだろうか。それには集議の結果報告があげられよう。次にその結果報告がどのようになされたのかをみてみることにする。以下に掲げる史料の出典は全て漢書である。

- A 御史中丞衆等奏すらく、……臣聞くならく……と。(卷八三 薛宣傳)
- B 右將軍嬌望等四十四人以爲らく……と。諫大夫龔勝等十四人以爲らく……と。(卷八三 朱博傳)
- C 玄成等四十四人議を奏して曰く……臣愚以爲らく……と。大司馬車騎將軍許嘉等二十九人以爲らく……と。廷尉忠以爲らく……と。諫大夫尹更始等十八人以爲らく……と。(卷七三 韋玄成傳)
- D 衛尉雲等五十人以爲らく……と。議郎龔等以爲らく……と。永信少府孟等十人以爲らく……臣等大義を知らず、唯だ陛下焉を察せよと。(卷八六 王嘉傳)

E 成帝初めて位に即くや、丞相衡、御史大夫譚奏言すらく、……願わくば羣臣と議定せんことをと。奏して可なり。大司馬車騎將軍許嘉等八人以爲らく……と。右將軍王商、博士師丹、議郎翟方進等五十人以爲らく……と。是において衡、譚議を奏して曰く……臣聞くならく……と。……今議する者五十八人、其れ五十人當に徒すべきの義を言うに皆經傳に著われ上世に同じく吏民に便なり。八人經藝を案じ古制を考えず……と。(卷二五 郊祀志下)

以上の五例に加え、すでに示した史料ではあるが便宜のため再び、

F 丞相匡衡、御史大夫繁延壽以爲らく……と。車騎將軍許嘉、右將軍王商以爲らく……と。(卷七十 陳湯傳)

をあげておく。具體的な検討に入る前に以下のことを確認しておきたい。それは、すでに指摘されていることであるが、集議の結果、全員一致で意見がまとまらず、複数意見が出た場合には、それらも全て報告するのが原則だったということである。ここにとりあげたのはそのような複数意見が覆奏された場合ばかりである。

さて、これらの例から、漢書に集議の結果を答申する記事がのせられる際、某某等某人以爲……という形が一般的であることがわかるが、A、C、Eのように同じ記事の中でも、単に以爲を羅列するだけでなく、奏あるいは奏議という言葉も用いているものがある。それ以下に意見がのべられていること同じであるが、以爲と奏議にはやはり何らかの區別があると思われる。その區別とは、奏は議せよとの詔を受けた人が皇帝に答申していることを示し、以爲はその他の參議者の意見を書く時に使用されるというものではないだろうか。このことが最もよくわかるのはEである。これは丞相の匡衡と御史大夫の張譚が群臣と議定したいと申し出たのが認められて開かれた集議の答申を記したものである。したがって議せと詔を下されたのは匡衡と張譚である。そしてその書き方をみると、某等八人以爲……、某等五十人以爲……とあって、最後に詔を受けた匡衡と張譚が自らのコメント付きで會議の結果を上奏しているのである。またCの史料でも議を奏している韋玄成は當時丞相であり、この時おそらくは彼の責任のもとで會議が行なわれていたはずである。なぜなら廷議の主議者はふつう丞相であったし、この上奏は「其れ將軍、列侯、中二千石、二千石、諸大夫、博士と議せ」という詔に

對するもので、將軍らと議せといわれたのがこの傳の主人公であり丞相たる韋玄成であったからこそ、班固の地の文にも「下詔曰」として、「下詔丞相曰」とは書かなかつたのではないかと思われるからである。さらに後漢末の史料だが、續漢書律曆志中の

熹平四年……詔書三府に下し……。以て羣臣司徒府に會して議す。議郎蔡邕議して以爲らく……。太尉、司徒、隗司空、訓邕が議を以て光・晃を劾すらく……。と。

や、同じく律曆志中の

光和二年歳は己未に在り。……その三年……詔書太常に下る。……（太常）耽、説等の議を以て奏聞す。

といった例も同様のことを示している。このように當然のことではあるが、詔を受けた者が答申するのであり、それが史料の上では奏字を以て他の意見書とは區別されていることがわかる。

それでは他の意見についても答申する者がすべてまとめて上奏文を書くのだろうか。即ち、以爲以下の文は誰が書くのかということである。これは、その意見の主唱者が自分で書いたものと思われる。なぜなら、以爲と書かれた文中にも、字が使われているからである。先にあげた史料ではDがそれにあたる。漢書においてはわずかにこの一例をあげうるのみであるが、主唱者が自ら書いたということを示す史料としては、後漢書の次の記事が大いに参考にならう。

熹平元年、竇太后崩す。……將に葬せんとするに及び、節等復た太后を別葬し馮貴人を以て配耐せんと欲す。公卿に詔して朝堂に大會せしめ中常侍趙忠をして議を監せしむ。……既に議す。……球曰く……。と。忠笑いて言いて曰く、陳廷尉宜しく便ち筆を操るべしと。球即ち議を下して曰く……。と。忠、球が議を省、色を作して俛仰し球を蚩いて曰く……。と。球曰く……。と。公卿以下皆球が議に従う。（列傳第四六 陳球傳）

陳球がまず口頭で意見をのべると、會議の監督官から筆を操れと言われ、球は議を下す、つまり意見を文章化したのである。文章にするのがいつなのか——會議の途中で適時書くのか、最後にまとめて書くのか——はこの例だけでは判断でき

ないが、主唱者が書くことはまちがいである。結論を先に言ってしまうえば、班固のいう議文とは議事録ではなく、陳球が書いたようなもの、つまり意見を書いた文をさしている^(?)と考える。集議の結果を答申する時はこのような意見書をいくつかそえて提出したのであろう。假に議事録なるものがあつたとしても、決して議事録そのものを提出したのではない。ここにそれを示す史料を一例あげておく。すでにみた續漢書律曆志の記事である。

議郎蔡邕議して以爲らく……光・晃に難問するも但だ圖讖を言うのみにして言う所服^{した}われず……と。

これは熹平四年に馮光と陳晃の「曆當用甲寅爲元」との上言をうけて開かれた集議における蔡邕の意見である。この時の集議の様子を、李賢注に引く蔡邕集には、

三月九日、百官、府公の殿下に會し東面す。校尉は南面し、侍中、郎將、大夫、千石、六百石は行を重ねて北面し、議郎、博士は西面す。戸曹令史、坐の中に當りて詔書を読む。公議なり。蔡邕前みて侍中の西北に坐し、公卿に近く、光・晃と是非を相難問す。

とのべている。つまり蔡邕は會議の席上、馮光・陳晃と議論を相交えたのであり、おそらく蔡邕が書いたと思われる以爲以下の意見書に「難問光・晃、但言圖讖所言不服」とのべているのはそのことをさしている。しかし答申の際には難問の内容、即ち兩者のやりとりのいちいちを報告するのではなく、先程みたような、蔡邕の意見書という形にまとめて上奏しているのである。

これまでの考察より以下のことが考えられた。まず、政策決定までには皇帝の獨斷でなされる場合を除いては、集議という官僚の會議の段階をふむのが普通であること、そしてその記録としては、議事録と覆奏が考えられること。ただし、前者についてはどれほど發言を忠實に傳えているかは甚だ疑問であると思われ、しかも覆奏の際には提出されなかったであろうこと、又後者については、各意見の主唱者が自ら書いた意見書が提出されたであろうことをのべた。

さて、以上のことを頭においた上で今一度「鹽鐵論」をみてみると、廷議が行なわれたことを示す記事がみいだされる

のである。それは取下篇の、

奏して曰く、賢良・文學は縣官の事に明らかならず。猥りに鹽鐵を以て不便と爲す。請うらくは、且く郡國の權法、關内の鐵官を罷めんことをと。奏して可なり。

という上奏文である。これは酒と鐵の專賣廢止についての上奏をしてそれが認められたことを示しており、あたかも賢良・文學との話し合いの結果を上奏した如くに書かれているが、そのようには理解できないところがある。

それはこの上奏文の内容である。その内容は、ただ漠然と專賣はやめた方がよいといった程度のもではなく、鹽、鐵、酒のうち鐵と酒、鐵といつても關内という地域の限定附きの具體的なものである。したがって、民の疾苦する所を問われて開かれた議論の報告にしては、いささか不適當であり、これはむしろ廷議において專賣廢止の議論をした際の報告とみた方がよいと思われる。ただし、具體的な内容の議論に民間からは参加しない、とは言いきれない。次の例の如く、民間の有識者がある具體的な事柄について意見を求められたことがあったからである。漢書律曆志上に、

遂に卿・遂・遷に詔して侍郎尊・大典星射姓等と議して漢曆を造らしむ。……姓等奏すらく、算を爲す能わず。願わくば曆を治むる者を募り……以て漢太初曆を造らんことをと。乃ち治曆鄧平及び長樂司馬可……及び民間の曆を治むる者を選ぶこと凡そ二十餘人……

とみえる如く、太初曆をつくる際に、曆に精通した者を民間から選んだ例や、溝洫志の、

哀帝の初め、平當、使として河隄を領し、奏して言えらく、……河、魏郡より以東、北して溢決多く水迹以て分明し難し。四海の衆誣すべからず。宜しく博く能く川を浚い河を疏す者を求むべしと。丞相孔光・大司空何武に下す。奏して部刺史、三輔、三河、弘農太守の吏民の能くする者を擧げんことを請うも、書に應ずる有るなし。

にみえるように、實現はしなかったものの治水に通じた者を民間からも集めようとした例がそれである。しかし、鹽鐵の議論をした賢良や文學は、官吏登用制度にのつて各々の科目に應じて推擧されたもので、專賣制のエキスパートとして集

められたわけではないのだから、曆や治水といった専門的知識をかわれて召された人々とは同一に考えるべきではない。つまり、ある特殊な目的で徴されたわけでもない民間代表者と、先の上奏のような具體的な内容を議論することはやはりありえないのではないかと思う。したがって、文學らとの話し合いの結果から即酒の專賣廢止が決まったのではなく、廢止決定までには通常の如く官僚による廷議が開かれていたと考えられるのである。

それでは、この上奏が廷議の結果報告であったとしても、上奏の内容が史實とくい違っていることはどう解釋すればよいのだろうか。⁽⁸⁾

大庭脩氏によれば、奏可というのは奏請に對して制曰可とあつたことを節略したものであり、このように皇帝の認可が得られると、奏上した内容がそのまま詔書となる、というのである。

したがってこの場合、酒と關内の鐵官が廢止されたはずであるが、實際は、昭帝紀の始元六年秋七月の條に「罷權酤官」とあるように、鐵官は廢されなかつたのである。

これについてはただ推測するのみであるが、廷議において出された意見である可能性があらう。先程もみたように、覆奏にあたっては少數意見であっても同じように上奏するのであるから、制限付き廢止案として出されたものであつたのかもしれない。いずれにせよ推測の域を出るものではないが、上奏の内容や集議のあり方からして、廷議のあつたことはほぼまちがいないと思われる。もしそうだとすれば、桓寬が利用できた資料として廷議の結果報告も加えることができることになる。

三 鹽鐵の議の背景

二章にわたって賢良・文學の推舉から酒の專賣廢止に至るまでの、通常とられる経過と記録をみてきた。それによると、賢良・文學が對策を提出する段階①、專賣廢止に關する廷議の段階③があつたと考えられ、鹽鐵の議、即ち

民の疾苦する所を問うた段階はその對策と廷議の間に位置するわけである(②)。また、記録としては①では詔策及び對策、②では議事録及び結果報告、③もやはり議事録及び結果報告があげられるが、桓寛は②の段階の記録のみならず、①及び③の段階の記録についても資料として利用できたと思われ、實際「鹽鐵論」中に詔策や廷議の覆奏の一部かと思われ、る上奏文がみられた。

以上のようなのであるとするならば、桓寛は民の疾苦する所を問うた時に行なわれた議論の記録という體裁で書いてはいるが、實はその資料としては鹽鐵の議の前後の段階のものをも含んでおり、決して鹽鐵の議の記録のみに——まして議事録に——基いていたわけではないということになる。つまり①、②、③すべての段階の記録を用い、あるいは人から聞いた話なども参考にしつつ、削除、創作を加えて②の段階の議論の記録として編集したのが「鹽鐵論」なのである。

ところで、賢良や文學が丞相や御史大夫と直接意見を交えたということは、文學らのたどる通常の過程にもなければ、政策決定までの過程にもない、特殊な事例であるが、それではなぜそのような事が行なわれたのかを考えておく必要がある。まず會議の開催に至る具體的な經過については以下のように推測する。

文學らが提出した對策は、先の魏相にみた如く、霍光によつて目を通されたはずである。すると對策の中に專賣や均輸、平準などの經濟政策に對する不満をのべたものが多かったため、これに目をとめた霍光は、あらためてそのような内容の對策をした者を集め、今度は丞相、御史大夫といった政務擔當の最高責任者と直接話し合わせることにしたと思うのである。すでにのべた如く、策問は具體的なことを問うというよりも政治や社會全體のあり方を問うような内容であり、したがつてその答えにはその時々々の狀況を反映した様々な事柄が含まれうる。始元五年推舉の文學たちの答えもおそらくそうであつたらう。しかしそのうち經濟政策にふれたものが多かったため、それが霍光の注意をひいたのではないだろうか。さらに、霍光は先にみた如く魏相の對策の内容を實行に移したのだから、議題としてとりあげるぐらゐは十分にありうることである。ではなぜ大夫らとの直接の議論という形をとらなければならなかつたのだろうか。

當時は周公に擬せられるほどの厚き信任を以て幼帝の輔佐を遺囑された霍光が「政事壹に光に決す」といわれるほどの實力をもっていた。したがって當時の政治的事象を考ふるにあたっては、霍光をぬきにしては説明し難いことも多い。鹽鐵の議についても、漢書卷六十杜延年傳に、

(延年) 數しば大將軍光の爲めに言えらく……宜しく孝文の時の政を修むべし。示すに儉約寛和を以てし、天心に順い民意を説ばしむれば年歲宜しく應ずべしと。光、その言を納れ、賢良を擧げ、酒權、鹽鐵を罷めんことを議せしむ。皆延年よりこれを發す。

とあるように、そもそも賢良を擧げ、鹽鐵の議論を行なつたのは、當時の最高實力者の一人である霍光の腹心たる杜延年が建言したためだとされている。そこで、その意圖を素直に解釋すれば、武帝政治に疲れた國民の信任を回復すべく、人々の意見を積極的にとり入れるという姿勢を示すために文學の推擧、議論を行なつたということになる。一方これに關して西嶋氏に次のような見解がある。⁽⁹⁾ 内朝の代表者である霍光―彼は領尙書事であつた―はこの會議を開いて經濟政策を非難することによって、それらの政策の立案、主導者であり、外朝の代表者たる桑弘羊―彼は御史大夫であつた―を打倒せんとした。したがって會議における賢良、文學らの堂々たる活躍ぶりには霍光という後ろ楯があつたのだ、として内朝と外朝の對立という政治史の流れの中でとらえておられる。

鹽鐵の議のような例―地方から推擧された者が丞相や御史大夫と直接議論する―はとにかくこれ一例のみであるため、その目的や背景を明確にすることは困難であり、その意味で政治史的位置づけをされた西嶋氏の見解は、一つの解釋として尊重すべきものである。しかし霍光の存在は無視できないにしても、鹽鐵の議が人心收攬の意味合いをもつ一種のデモンストレーションであつたのか、あるいは外朝攻撃の一手段であつたのかは、兩者ともにその可能性のあることは認めつつもやはり断定し難く、したがって議論の背景には武帝以後の未だ不安定な情勢と内朝・外朝の對立という政治情況のあつたことを示すにとどめざるを得ない。

むすびにかえて

これまでの考察から、「鹽鐵論」をどのように扱えばよいのかを考えてまとめにかえたいと思う。

桓寛は鹽鐵の議に関する記録のみならず、それとは異なる段階の記録をも利用し、さらに人からきいた話なども参考に削除、附加、創作をまじえて「鹽鐵論」を書きあげたと思われる。このように編纂されたものとしてこの書を読めば、しばしば指摘されるように、大夫側と文學側とのやりとりががみ合っていない部分が多く、ちぐはぐな感じがするのもあるいは諸資料のつなぎ合わせの故かとも思われる。また逆に、あの激しい臨場感あふれる議論の應酬の場面も、桓寛の演出である可能性は否定できない。さらに大夫は桑弘羊、というように發言者に固有名詞をあて、その發言が百パーセントその人物のものと理解することもできない。

と、このように言くと、「鹽鐵論」は史料的价值がないかの如く感じられるが、必ずしもそうではない。いくら創作加筆部分があつても、あくまでも部分であつて、土臺としてもとづく記録の類があるのだから、文献といえは正史にたよることのきわめて大である古代史においては貴重な史料であるにはちがいない。ただ強調されるべきことは、思想史にせよ制度史にせよ、「鹽鐵論」を扱う際にはこの書の性質、つまり議論の記録ではなく、桓寛の著書であることを忘れてはならないということである。たとえば、大夫の言について言えば、——一方で實在の桑弘羊が實際に話したことだという可能性も十分に認めつつも——桓寛の描く「桑弘羊」の言として扱うといった慎重さが必要だと思ふのである。

これまでの考察からどこが創作附加部分かは依然として明らかになっていない。しかしわからないということは勝手に解釋してよいということではない。どのような資料をどのように扱ってきたものなのかがわかれば、その書のもつ性質にそつた扱いをすることによって史料として利用しうると考へる。

さて、「鹽鐵論」が桓寛の創作を含む諸資料の編纂物だとすれば、彼はなぜそのような本を書いたのだろうか。執筆の

意圖を考えておくこともこの書の性質を知る参考とならう。

彼は雜論篇で、

此の時に當り、豪俊並び進められ四方より輻湊す。賢良は茂陵の唐生、文學は魯國の萬生の倫六十餘人、威な闕庭に聚り、六藝の風を舒べ太平の原を論ず。智者はその慮を贊じ、仁者は其の施を明らかにし、勇者は其の斷を見わし、辯者は其の詞を陳ぶ。聞聞焉たり、侃侃焉たり。

と、朱子伯なる人物が語ったという話をのせて賢良・文學らの活躍ぶりを記したあと、

然るに雲霧に蔽われ、終いに廢されて行なわれず。悲しいかな。

とのべている。これによれば、彼らの主張した專實廢止をはじめとした多方面にわたる意見がほとんど實行に移されなかったことを残念に思つて書いた、と理解されるが、ただそれだけだろうか。確かに地方から集められた文學たちが丞相や御史大夫を相手に意見を交えるということは——少なくとも史料にみえる限りは——それまではなかったことである。この意味で記録を残しておくだけでも意義のあることかもしれない。またほとんどが實行されなかったが故に忘れられてしまふであろう文學らの主張や活躍ぶりが傳えておく必要があるかもしれない。しかし、單に忘れられないために書いたのではないだろう。現に班固は「鹽鐵論」を單なる記録ではなく、一家の法をなさんとした、つまりある主張をもつた桓寬の著書と理解しているのである。筆者も同様の理解に立つものであるので、執筆の意圖を雜論篇の記述以外にうかがつてみたいと思う。

それにはまずこの本が書かれた宣帝時代をみておかねばなるまい。この時代は班固が言うように、中興と稱せられた時代である。このように評價される理由の一つは、武帝時代について優秀な人材が輩出したこと、特に治民において力を發揮した人が多かったということである。それは宣帝が、

庶民の其の田里に安んじ、歎息愁恨の心なき所以の者は、政平らかにして訟理するなり。我と此を共にする者は其れ

唯だ良二千石のみか。(漢書卷八九 循吏傳)

とのべているように、地方を治めるには良き地方長官が必要だとの考えから、優秀な人材を求めるのに努力したからである。しかし一口に治民といってもいろいろなやり方があるが、宣帝時代の治民の特徴は、武帝時代の酷吏と對照される循吏によるものである。彼らは貧窮者扶助と富民を基本方針とし、きめ細かな指導を旨とする地方官である。このような循吏のあり方は、「鹽鐵論」における文學らの主張、即ち人民を經濟的に安定させ、禮により、教化を及ぼすことによつて治めるべきだという考え方と通じるものがある。

しかし、現實は文學らの理想と大いに隔たるところがあった。周知の如く宣帝政治は王霸を交えるという漢家の制度を踏襲したもので、その意味では武帝の色あいの濃いものであった。循吏の活躍の如く、いわば儒家的統治が推進されたかたにみえるが、それはあくまでも地方におけるものであつて、宣帝自身はむしろそのようなやり方を退けたようである。たとえば、學問を好み經に明るく、孝廉・賢良にあげられ、宣帝の時には博士諫大夫になつた王吉は、「宣帝頗る武帝の故事を修め、宮室車服昭帝より盛んなり。時に外戚許・史・王氏貴寵せられ、上躬ら政事に親み能吏を任用す」という現狀を憂い、官僚には外家や故人ではなく賢者を用いること、皇帝自ら儉約につとめ天下の範となるべきこと、そうすれば人民もそれにならつて農業に勵むであろうことをのべた。しかし、それに對する宣帝の評價は「其の言迂闊」、つまり非現實的だといふものであつた。そしてこのような宣帝政治に不滿をもつ官僚もいたようである。このことを示す例として、漢書卷六六の楊惲の傳をみてみることにする。

彼は昭帝時代に霍光の後ろ楯を得て御史大夫さらに丞相となつた楊敞の息子で、母は司馬遷の娘である。學問の才能もあり、廉潔無私であつたといわれるが、高慢で刻害なる面ももつていたため、仲の悪かつた戴長樂なる者の言がきっかけで官を退けられた。その後彼は「家居して産業を治め、室宅を起こして財を以て自ら娛し」んでいたが、やがて惲の兄の子の譚が、また用いられることもありましようと思つたのに對して惲は「縣官爲めに力を盡すに足りず」と答え、譚も

「縣官實に然り。蓋司隸・韓馮翊皆盡力の吏なるに、俱に事に坐して誅せらる」と共感している。結局惲は帝の怒りにふれて處刑され、譚も官を免ぜられ庶人とされた。

この話の中ででてきた人物についてふれておくと、まず蓋寬饒は剛直高節な性格で奉公を志としたといわれ、班固も「詩の所謂る國の司直と雖も以て加うる無きなり」と評しているが、宣帝が刑法を用い中書宦官を信任していることを諫める上言をしたところ、帝は彼を吏に下し、ついに自殺した。また韓延壽は難治として有名な潁川郡の太守となるや刑罰ではなく教化を以て治めることに成功した。後に左馮翊となるが、ある人が彼の浪費ぶりを告發したことがきっかけでついに棄市されるに及んだ（これには、前左馮翊の蕭望之が延壽の名聲高きことを恨んで罪に陥れんとしたというみ方がある⁽¹⁰⁾）。しかし彼を慕う者は多く、見送りの吏民は數千人にのぼり涙を流さぬ者はなかったという。

宣帝時代のこうした状況をみた上で今一度「鹽鐵論」に目を轉じてみよう。そこには全篇にわたって、現状を厳しく批判しつつ儒家の立場に立って自らの理想とする政治を堂々とのべ大夫の前に屈することのない文學らの姿がある。この大夫と文學との互角の（といってもかみあわない部分が多いが）争いが基調となつてはいるのだが、もう一つ注目されるのが雜論篇における桓寬の評價である。桑弘羊に對しては「博物通士と謂うべし」と、その實力は認めているものの「然るに卿相の位を攝るに準繩を引き、道を以て下を化さず、利末を放はなまにし、始古を師とせず……處は其の位に非ず、行は其の道に非ず。果して其の性を隕として以て厥の宗に及ぶ」と、道にはずれたやり方をしたのだから誅されて當然だとし、また車丞相に對しては「周・呂の列に即き軸に當り中に處るも括囊して言わず、容身して去る。彼をや彼をや」と、まるで問題外といった評價のし方である。また、兩府の士については「斗筭の人、道諛の徒何ぞ算うに足らんや」と上司への阿りぶりを痛烈に批判する。いずれも非常に厳しい調子で書かれているが、このように儒家的政治を強く主張すると同時に政務擔當者の無能さ、阿りぶりを批判するのは、王吉の如く教化による政治が迂闊と退けられ、楊惲をして「縣官力を盡すに足らず」と言わしめた宣帝政治に對する不満が反映されているのではなからうか。宣帝時代といっても「鹽鐵論」が

いづごろ書かれたものかは定かでない。したがってここにあげた史料そのものは、あるいは成書後のものかもしれない。しかし、文學らの強い態度、桓寛の評價の嚴しさを思う時、彼がこの書を書いたのは單に文學の活躍を忘れてほしくないから程度のことではなく、もっと彼が身を以て感じる不滿のゆえであろうと考え、その意圖を宣帝政治のあり方に求めてみた。これも一つの推論ではあるが、「鹽鐵論」を讀むにあたつては、これが編纂物だということとあわせて、宣帝時代という背景のもとに書かれたものだということも、忘れてはならないであらう。

註

(1) 賢良、文學のうち賢良に關しては福井重雅氏に研究がある

〔漢代賢良方正科考〕東洋史研究 四三卷二三號。それによると賢良を推舉する主な目的及び規準は、秩四百石以下の官吏を比六百石以上の官吏に拔擢することであるという。とすれば、賢良は推舉される時點において下級とはいえずに官僚であるのだから、少なくとも賢良については民間代表者なる語はあてはまらない。一方の文學であるが、これに關しては今のところその實體は解明されていない。しかし『鹽鐵論』でも文學を國家の政治など語れぬいなか者として扱つ場面がみられるように、假に何らかの官職についていたとしても地方における小役人程度のものではなかつたかと思われる。政治とは全く無縁の民間人だとはいえないにしても地方の有識者の域を出るものではなからう。そして鹽鐵の議に參加した六十餘名のうち八名の賢良を除く大多數がこの文學だつたのである。そこで、正確さは缺くものの、一般人民の意見を代表する立場にある者といういみで、賢良・文學をひっ

くろめて民間代表者という言葉を用いたいと思ふ。

(2) 『鹽鐵論』に關する注釋書、翻譯、あるいはこれを史料に

用いた研究は多數あるが、ここにはその主なものをおげることとする。まず、注釋書には楊樹達氏「鹽鐵論要釋」、郭沫若氏「鹽鐵論讀本」があるが、王利器氏の『鹽鐵論校注』(一九八三年、天津古籍出版社)が最も便利である。翻譯には『鹽鐵論—漢代の經濟論争』(佐藤武敏氏譯注、平凡社東洋文庫)、『鹽鐵論』(山田勝美氏、明德出版社)がある。思想史研究としては、町田三郎氏「鹽鐵論について—その(一)」(集刊東洋學 一三)、『鹽鐵論について—その(二)』(文化二九卷二號)、日原利國氏「鹽鐵論の思想的研究」(東洋の文化と社會 四輯、同氏「漢代思想の研究」所收、同氏「鹽鐵論」所引「春秋」考(一)刑罰思想について) (森三樹三郎博士頌壽記念東洋學論集)がある。桑弘羊については馬元材氏「桑弘羊年譜」上海商務印書館、同氏「桑弘羊年譜訂補」中州書畫社、吳慧氏「桑弘羊研究」齊魯書社、安作璋氏「論

桑弘羊」(『漢史初探』所收)、高木友之助氏「鹽鐵論」にあらわれた桑弘羊の經濟思想について」(中央大學文學部紀要哲學科第七號)、稻葉一郎氏「桑弘羊の財政策」(立命館文學四一八〜四二一合併號『三田村博士古稀記念東洋史論叢』)、同氏「桑弘羊」政治經濟論「管窺」(人文論究 三十卷三號)、がある。制度史では、平中荅次氏「漢代の公田の假——鹽鐵園池篇の記載について」(同氏「中國古代の田制と税法」所收)、影山剛氏「中國古代の商工業と專賣制」所收の諸論文がある。その他、宇都宮清吉氏「史記貨殖列傳研究」(同氏「漢代社會經濟史研究」所收)、西嶋定生氏「武帝の死——『鹽鐵論』の政治史的背景」(『古代史講座』一一)がある。

(3) 王利器氏は註(2)の著書の中で、當時推擧された賢良・文學の中で史料中にその名がみえるのは魏相一人であるといわれる。彼については漢書卷七四に傳がたてられており、「濟陰定陶の人なり。平陵に徙る。少きより易を學び郡の卒史と爲る。賢良に擧げられ對策高第を以て茂陵の令となる。」と書かれている。これらの史料によると彼は始元五年六月の詔で徵された(ただし韓延壽傳の文學を以て對策すというのは誤り)と解することができる。もしそうだとすれば、我々は彼が提出した對策文の一部をみることができ、その内容はある人物の登用を求めるといふ、「鹽鐵論」で展開されている議論の内容とはかなり趣きを異にしたものであったこともわかる。彼がもし始元五年の賢良ならば、あの賢良・文學の中から後に丞相にまでなった人物がいたことになり、しかも後

述の如く霍光の力が働いていたとみられる鹽鐵の議で活躍した人物が、後に霍氏政權を崩壊に追いやった中心人物であったということにもなるわけで、これは甚だ興味深いことである。しかし、彼が始元五年の推擧だったことについては疑問が残る。なぜなら、賢良は始元元年閏月にも推擧されているからである(昭帝紀、始元元年閏月、故の廷尉王平等五人を遣わし節を持して郡國を行り、賢良を擧げ、民の疾苦する所、冤、失職者を問わしむ)。しかも韓延壽を登用する理由として、延壽の父魏が燕王の無道を諫めたが逆に殺されたことをあげているが、これは始元元年の詔の冤にあたるのではないかと思われる。しかし、いずれにしても決め手を缺くので、斷定はさけ、ここでは始元五年の賢良としては扱わないことにする。

(4) 王氏は「議」が口頭による對話を表わし、「詞」が書面による對策のことであるとされる。

(5) 永田英正氏「漢代の集議について」(東方學報 京都 第四三冊)。

(6) 周道濟氏「漢唐宰相制度」。

(7) この「議文」については一般に、議事録のようなものと理解されているようである。「議文」の内容を詳しく論じたものはみあたらないが、山田勝美氏は前掲書の中でこれにふれ、「議奏が天子に上奏して制を仰ぐのに對し、議文にはそのことなく、單に記録として備忘に資したものであらう」、「鹽鐵議文は口頭で行なわれた議論の筆録ということになる」とのべておられる。

(8) 大庭脩氏『漢代制詔の形態』(同氏『秦漢法制史の研究』所收)。

(9) 西嶋定生氏 前掲論文。

(10) 顏師古は註に、「望之以延壽代己爲馮翊而有能名出己之上、故忌害之、欲陷以罪法」とのべている。

THE CHARACTER OF THE TEXT OF “*THE SALT AND
IRON DISCOURSES*”—In Search of the Materials Used

by Huan Kuan 桓寬

SUMIYA Tsuneko

“*The Salt and Iron Discourses*” has been understood to be a treatise produced by Huan Kuan based on records of a discourse that existed in his time and with his own embellishments added.

However, even while it is acknowledged that Huan Kuan himself added to the original text, it is not clear in which parts or to what extent changes were made, with the result that it is difficult to determine the historic value of the document. This essay intends to address this problem by a reexamination of the discourses and a probe of the documents that were available to Huan Kuan. The results are as follows.

First: It is noted that the terms “countermeasure” (*duice* 對策) and “imperial decree” (*zhaoce* 詔策) appear in the text together with the text of a memorial announcing the conclusions of a court discussion. These two points suggest that Huan Kuan used a draft of policies put forth by regional officials, the Worthy and Excellent (*xianliang* 賢良) and the Instructors (*wenxue* 文學), and that he used the report of another court discussion that took place after the famous discourse on salt and iron.

Second: It appears that the Discourses were not in fact the record of an actual debate. Rather, they were an opinion piece presented together with a memorial reporting on the results of a meeting on the subject.

From these points it can be concluded that *The Salt and Iron Discourses* was not a record of a stage in the debate on salt and iron. Rather the document was based on materials relating to matters ranging from recommendations of *xianliang* and *wenxue* by provincial officials to the abolition of the wine monopoly. These were put into literary form with embellishments added by the compiler.